

回覧

その声を聴くと、自然と涙があふれ出す
歌う“僧侶”

やなせなな トーク&コンサート

『いのちと心を伝える愛のうた』

やなせなな

PROFILE

シンガーソングライター／僧侶

1975年奈良県の寺院に生まれる。
2004年5月シングル『帰ろう。』でデビュー。
これまでに5枚のシングルと、5枚のアルバムを
リリースし、CMソングやゲームの主題歌、劇中
歌などに起用される。

その一方で、YAMAHA会員情報誌『音遊
人』エッセイ連載(2006年～2019年)、書
籍の出版、ラジオ番組『やなせなな はじまり
の日』パーソナリティ(2012年～、DateFM、
株式会社ごんきや提供)、仏教講座講師、
映画の製作(企画・脚本・音楽)など多彩な
活動を展開。

30歳で子宮体ガンを克服した経験と、寺院
で暮らす僧侶という視点を生かし、生死の苦
悩の先に広がる救いの光、いのちのぬくもりを
伝える楽曲を数多く発表。

「その声を耳にすると、自然と涙があふれ出
す」と評される、包容力あふれる歌声と美しい
メロディ、慈しみに満ちた唯一無二の世界観
が持ち味で、年代・性別を超えた幅広い層か
ら確かな支持を獲得している。

また、涙あり笑いありの巧みなトークと、胸を
打つライブパフォーマンスが評判となり、全国
47都道府県およそ600か所での公演を成功
させた実績を持つ。

地道な活動が目され、2011年3月日本
テレビ『NNNDキュメント11～闘う足さん～がん
闘病から奏でるいのち』、2012年9月NHKEテ
レ『グラン・ジューテ～私が蹴んだ日』、2017年
NHKEテレ『あしたも晴れ！人生レンビ』等で
全国に放送され、大きな反響を呼んだ。

母校・龍谷大学校友会からは、活躍を期
待される卒業生に贈られる「龍谷奨励賞」を
授与されている。

7/9 日

開場 13:30 開演 14:00 (90分)

場所 有田市民会館 紀文ホール

配布日 2023 5/13 (土) 9時～ 入場整理券配布開始

配布場所 有田市民会館 (お一人様につき2枚まで配布、予定枚数に達し次第終了)

入場無料
全席自由

お問い合わせ 有田市民会館 (和歌山県有田市筑前4-6番地) TEL 0737-82-2626

主催 有田市民会館自主事業実行委員会

受付時間 9:00～17:00 (毎週火曜休館)

紀文ホール
1F 紀文ホール
2F 紀文ホール



空き家セミナー

どなたでも無料で参加いただけます

大切な住まいが
予備軍かも!?



!我が家や実家を 空き家にしないために

令和5年5月20日(土)

(タナベエンプラス)
会場 **tanabe en+** 2階ワークスペース
(田辺市湊41-1)

令和5年5月21日(日)

会場 **和歌山県JAビル** 2階和ホールA
(和歌山市美園町5-1-1)

※時間 13:30～15:00(両日とも)



現在のお住まいやご実家の行く末についてお考えになったことはありますか？

空き家となってから時間が経過するにつれて、維持管理や処分が難しくなります。そうなる前に、どのような心構えが必要か、今からご自身でチェックできるポイントや、将来のことを考えるきっかけとなるお役立ち情報をご紹介します。

問合せ先

5/20(土)開催分：和歌山県 西牟婁振興局 建築課

TEL:0739-26-7922 FAX:0739-26-4114

5/21(日)開催分：和歌山県 建築住宅課 建築指導班

TEL:073-441-3184 FAX:073-428-2038

主催：和歌山県空家等対策推進協議会 (事務局：県 建築住宅課)

和歌山県空家等対策推進協議会 R5 相談会&セミナー 開催予定

年月	日付	内容	開催場所
5月	20(土)	セミナー 13:30~15:00	tanabe en+ (タナベエンプラス) 田辺市
	21(日)	セミナー 13:30~15:00	和歌山県JAビル 和歌山市
7月	21(金)	相談会 13:30~16:00	岩出市役所 1階第1会議室A 岩出市
	23(日)	相談会 13:30~16:00	由良町中央公民館 由良町
8月	9(水)	相談会 13:30~16:00	印南町役場 3階大会議室 印南町
	10(木)	相談会 13:30~16:00	九度山町ふるさとセンター 九度山町
	14(月)	相談会 13:30~16:00	紀美野町美里支所 紀美野町
	20(日)	相談会 13:30~16:00	海南nobinos(ノビノス) 海南市
			那賀振興局3階入札室 岩出市
			伊都振興局大会議室 橋本市
			ALEC(アレック) 有田川町
			日高振興局別館2階大会議室 御坊市
			西牟婁振興局会議室 田辺市
			串本町文化センター 串本町
東牟婁振興局会議室 新宮市			
25(金)	セミナー 13:00~13:30 相談会 13:30~16:00	和歌山市勤労者総合センター 4階大会議室 和歌山市	
9月	19(土)	相談会 9:00~12:00	高野町役場富貴支所 高野町
		相談会 14:00~16:00	高野町役場 高野町
10月	6(金)	相談会 13:30~16:00	かつらぎ町防災センター1階 かつらぎ町
	15(日)	セミナー 13:00~13:30	海南nobinos(ノビノス) 海南市
		相談会 13:30~16:00	
	27(金)	相談会 13:30~16:00	白浜町役場 白浜町
セミナー 13:00~13:30 相談会 13:30~16:00		和歌山市勤労者総合センター 4階大会議室 和歌山市	
12月	中旬	相談会 9:00~15:00	未定 紀の川市
1月	19(金)	セミナー 13:00~13:30 相談会 13:30~16:00	和歌山市勤労者総合センター 4階大会議室 和歌山市
		相談会 13:30~16:00	那賀振興局3階入札室 岩出市
			伊都振興局大会議室 橋本市
			有田市消防署 有田市
			日高振興局別館2階大会議室 御坊市
			西牟婁振興局会議室 田辺市
			すさみ町総合センター すさみ町
	東牟婁振興局会議室 新宮市		
27(土)	セミナー 13:00~13:30 相談会 13:30~16:00	串本町文化センター 串本町	
中旬	相談会 9:00~15:00	未定 紀の川市	

※相談会にもぜひお越しください。相談会は事前予約が必要です。

第47回有田市民総合スポーツ大会

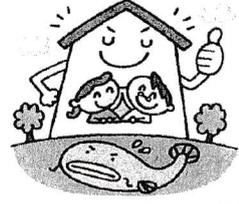
市民のみなさんの体力向上と交流を図ることを目的とし、第47回有田市民総合スポーツ大会を下記のとおり開催いたします。みなさんふるってご参加ください。

総合開会式 令和5年5月14日(日) 午前8:00～ 有田市民体育館
 参加資格 市内在住もしくは在学・在勤する者
 (ただし、各競技団体がその参加を認めた者については、その限りではありません。)
 申込方法 申込書(市HPからダウンロード可)に参加種目・氏名・住所・電話番号を
 明記の上、有田市教育委員会 生涯学習課【Tel 0737-22-3765】
 または、各競技団体事務局までお申し込みください

	競 技	日 程	会 場	種 目
1	陸上競技	6月11日(日)	文成中学校グラウンド	100m(共通) 400m(中、高、一般・男) 800m(中、高、一般・女) 1000m(小男女) 1500m(中高、一般・男) 4×100mR(小中・男女) 走巾(共通) 砲丸投(中高一般・男女)
2	少年野球	Aクラス9月24日(日) 予備日10月1日(日) Bクラス10月8日(日) 予備日10月29日(日)	ふるさとの川総合公園	連盟加盟チーム
3	バドミントン	5月28日(日)	有田市民体育館	小学生・中学生・一般(男・女)の部(1・2部制)
4	卓 球	5月14日(日)	初島中学校体育館	シングルス(中学男女・高校一般男女)
5	ソフトテニス	ジュニア5月21日(日) 予備日5月28日(日) 中学5月20日(土) 予備日5月27日(土)	初島庭球場	個人戦(男子・女子) ジュニア・中学
6	テ ニ ス	6月4日(日) 予備日6月11日(日)	初島庭球場	シングルス(男子・女子)ダブルス(男子・女子)、ミックスダブルス
7	ソフトバレー	5月21日(日)	有田市民体育館	男女混合の部
8	バレーボール	6月17日(土)	保田小学校体育館	中学女子の部(6人制)
9	ホッケー	6月11日(日)	有田市民体育館	6人制(1部・2部)
10	サッカー	5月28日(日)	ふるさとの川総合公園	小学生の部、中学生の部
11	剣 道	未定	有田市民体育館	[団体] 低学 高学 中学生 一般 [個人] 幼学 低学 高学男女 中学男女
12	柔 道	8月27日(日)	箕島高校宮原校舎体育館	個人戦(小学生・中学生男女)・団体戦(小学生)
13	空 手 道	7月1日(土)	有田市民体育館	個人形・個人組手・団体組手
14	少林寺拳法	今年度は中止		
15	水 泳	8月27日(日)	えみくるARIDA	小・中・高・一般25m・50m・100m(自由・平泳・背泳・バタフライ)※各種目完泳できるもの
16	ラグビー	11月12日(日)	ふるさとの川総合公園	小学生1,2年の部・3,4年の部・5,6年の部
17	ティーボール	11月23日(木) 予備日11月26日(土)	ふるさとの川総合公園	幼児 小学1・2年、小学3・4年、小学5・6年・一般シニア 全部門男女子混成可
18	シニア寿野球	5月14日(日)	マツゲン有田球場	連盟加盟チーム
19	グラウンドゴルフ	5月17日(水) 予備日5月19日(金)	ふるさとの川総合公園	グラウンドゴルフ愛好者

令和5年度 有田市住宅耐震改修事業のご案内

来るべき大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要となります。
是非この機会にご活用ください！



まずは耐震診断してみませんか？

◎住宅の耐震診断

《木造住宅耐震診断》 市から委託した耐震診断士が無料で診断します。

《非木造住宅耐震診断》 耐震診断に要する費用の一部を補助します。

対象面積が
拡充されました。

補助額の内容		補助対象の条件			
木造住宅	個人負担なし	平成12年5月31日以前に着工	在来軸組構法 伝統的構法	併用住宅の場合、延べ床面積の1/2以上が居住用	地上階数が2以下かつ延べ面積が400㎡以下
非木造住宅	診断費用の2/3 (限度額) 89,000円	昭和56年5月31日以前に着工	—		

★耐震診断の結果、耐震改修が必要な場合は、以下の補助事業が活用できます。

安心して暮らせるように

◎耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施（現地建替え含む）

住宅耐震化に係る設計と改修工事を一体的に支援する総合支援メニューを実施しています。

補助額の内容		(耐震診断を受けていること)
住宅	(限度額) 1,166,000円	【①】耐震改修工事に要する経費の2/5 (限度額:500,000円) 【②】耐震改修工事に要する経費の3/5+設計費 (限度額:666,000円) 【①】+【②】= 合計最大で1,166,000円

【補助例】耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施

・設計20万円+改修100万円の場合（合計120万円）

【①】100万円×2/5=40万円

【②】100万円×3/5+20万円=80万円 ⇨ 限度額66万6千円

【①】40万円 + 【②】66万6千円 = 106.6万円

設計+改修

国40万円 + 県33.3万円 + 市33.3万円

補助率 約88.8%

個人負担額 **13.4万円**

補助金 **106.6万円**

120 (万円)

耐震改修工事により行う「現地建替え工事」について、新たに要件が追加されています。

- ・土砂災害特別警戒区域内における新たな住宅を建築する工事は対象外
- ・省エネ基準に適合すること

「代理受領制度」が利用できます

「代理受領制度」とは、補助対象事業の申請者から委任を受けた耐震改修工事（設計費用及び建替えを除く）の施工業者が補助対象事業の申請者に代わって補助金の請求及び受領を行うことができる制度です。詳しくは、裏面連絡先へお問い合わせください。

裏面へつづく

○耐震ベッド・耐震シェルター

地震による住宅の倒壊から、最低限『命』だけは守るために耐震改修工事より安価で、安全な空間を確保できる耐震ベッド・耐震シェルターの設置費用の一部を補助します。

補助額の内容		補助対象の条件	
木造住宅	購入・設置費用の2/3 (限度額) 266,000円	耐震診断を受けていること	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満 ・木造住宅の1階に設置 ※予算の額を超える場合、高齢者（65歳以上）又は障害者が居住する住宅を優先します。

※耐震ベッド・耐震シェルターは和歌山県が認定した製品に限ります。また、本体以外のもので対象にならないものもあります。詳しくは、下記連絡先へお問い合わせください。

補助メニュー	募集件数
木造住宅耐震診断	20 件程度
非木造住宅耐震診断	1 件
耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施	8 件
耐震ベッド・耐震シェルター	1 件

※申請受付は先着順とします。また、補助金は予算の範囲内となります。

※募集件数は、申し込み状況により増減する場合があります。

■申請受付期間 : 5月8日～12月28日【土曜日・日曜日・祝日は除く】

※耐震ベッド・耐震シェルター：高齢者・障害者が居住する住宅の優先受付は5月26日（金曜日）まで

※有田市住宅リフォーム工事費補助金を併用する場合の優先受付は5月26日（金曜日）まで

※耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施及び耐震ベッド・耐震シェルター、非木造住宅耐震診断を申請される場合は、申請時に補助金交付申請書へ添付していただく書類が必要となります。

添付書類につきましては、下記連絡先へお問い合わせください。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①当該住宅を所有又は居住もしくは居住する予定の方 ②市税の滞納がない方 ※耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施を行おうとする方は、過去に本要綱による耐震補強設計を行うための補助金の交付を受けていないこと。
-------	--

(ご注意) 本補助事業は、補助金の交付決定前に着手（業者との契約を含む）した場合は補助対象外となります。また補助金の支払いには、まずは申請者から業者への支払いをしていただく必要があり、工事完了報告書類として、請求書、領収書などの写しを提出していただきます。工事完了報告は、令和6年2月29日までに提出ください。

【連絡先・申請受付場所】

有田市役所 経済建設部 都市整備課 公共建築係（市役所3階）
TEL:0737-22-3619（直通）

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください！

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001032.html>

有田市ブロック塀等撤去補助事業のご案内

有田市では、地震等による道路等に面するブロック塀等の倒壊等による被害の軽減及び道路等の寸断を防ぐことを目的とし、ブロック塀等の撤去費用の一部を補助する制度を実施します。

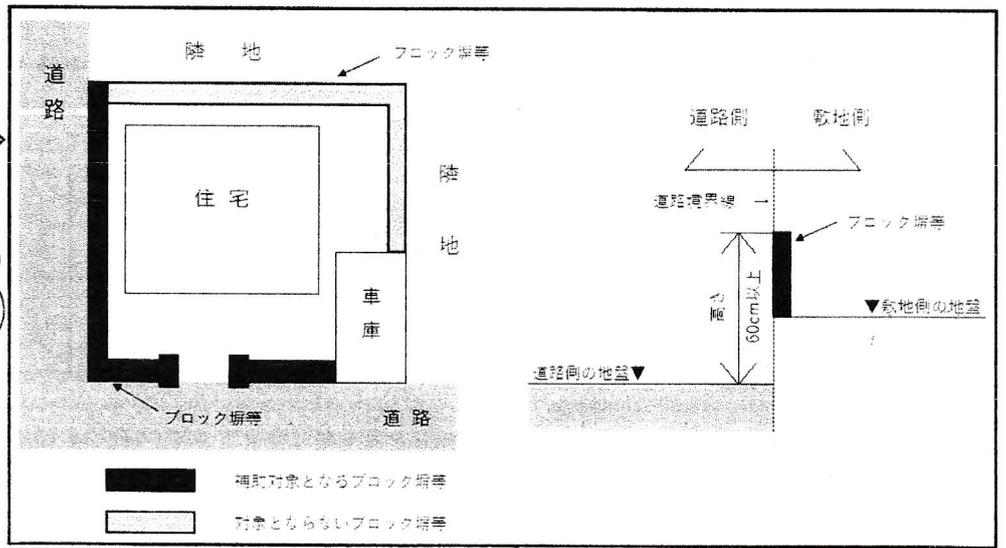
補助対象となるブロック塀等 ▼以下①～③すべてを満たすもの

補助金上限 **20万円**

- ① 有田市内にあるコンクリートブロック造、レンガ造、石造その他組積造による塀及び門柱。
 - ② 市担当者による現地調査の結果、危険と判断されたブロック塀等であること。
 - ③ 道路等*に面しており、道路面から高さ 60 センチメートル以上で、延長 2メートル以上であること。
- *道路等…市民等が避難する際に利用する道路及び道。

たとえば…

まずは現地調査を行いますので、
下記の問合せ先へ
ご連絡ください!

補助金の額

撤去工事費（基礎の撤去及びその処分並びに整地に係る費用を含む）と市が定める標準工事費*のいずれか少ない額とし、**上限を20万円**とします。

*標準工事費…撤去するブロック塀等の面積1平方メートルにつき12,000円を乗じて得た額。

補助対象者

- ① ブロック塀等の所有者又は左記の者より撤去についての同意を得た方。
- ② 市税等の滞納がないこと。
- ③ 暴力団及び暴力団員等でない方。など

法人所有も対象となりました。

所有者から同意を得た自治会等も申請できます。

その他の要件

- ① 対象となるブロック塀等を撤去し、撤去後新たにブロック塀等を設置しないこと。
- ② 有田市内において建設業等を営む個人事業主又は法人との契約により行うこと。
※補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、補助金が交付されません。
- ③ 国、県又は市の公共用地取得に伴う損失補填を受けていないこと。
- ④ 過去に同補助金や空き家の除却にかかる補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。など

申請期間等

- ・令和5年5月8日(月曜日)～令和5年12月28日(木曜日)
- ・令和6年2月29日(木曜日)までに工事完了報告書を提出すること。

※補助金交付申請書の受付順となります。

※補助金は予算の範囲内となります。

**現地調査依頼や相談は
随時受け付けております!**

・補助金の交付に関する手順については裏面をご確認ください。

問合せ先
有田市役所 経済建設部
都市整備課 公共建築係（市役所3階）
電話 0737-22-3619（直通）

① 現地調査依頼

② 現地調査

③ 補助金の申請

④ 審査

⑤ 補助金の決定

⑥ 工事契約・着手

⑦ 撤去工事完了

⑧ 完了報告

⑨ 審査・確認

⑩ 補助金の確定

⑪ 補助金の請求

⑫ 補助金の交付

① 現地調査依頼

補助金の交付対象かどうかの現地調査が必要となりますので、まずはご連絡もしくはご来庁ください。その際、確認事項の聞き取りをさせていただき、現地調査の日程等を確認させていただきます。

② 現地調査

- ・ブロック塀等が補助金の対象となるかを確認させていただきます。(要立合・代理人可)
- ・対象とならない場合は、手続き終了となります。
- ・対象となった場合は、その場で交付申請用紙等をお渡しさせていただきます。

③ 補助金の申請

下記の必要書類をそろえていただき、市役所都市整備課までご提出ください。

- ・ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書【様式第1号】
- ・補助対象ブロック塀等が存する敷地の付近見取り図
- ・補助対象ブロック塀等の寸法及び面積を明示した敷地配置図
- ・工事見積書(要内訳の記載)の写し
- ・施工業者要件証明書
- ・補助対象ブロック塀の現況写真
- ・ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用予定届出書【様式第9号】(代理受領を利用しようとする場合)
- ・その他

『代理受領』とは、申請者が受け取る予定の補助金を市から直接施工業者へ交付する制度です。申請者は補助金相当額を除いた工事費を用意すればよいので支払額の負担が軽減されます。

④ 審査

- ・提出いただいた申請書等をもとに審査を行います。
- ・書類不備等や、不相当であると認められた場合には、補助金が交付されません。

⑤ 補助金の決定

審査により、適当であると認められた方には、決定通知書を送付します。

⑥ 工事契約・着手

- ・決定通知が届いた方は、撤去工事の契約・着手をしてください。
- ・補助金交付決定前に、契約や工事を行っていた場合には、補助金が交付されませんのでご注意ください。

⑦ 撤去工事完了

撤去工事完了後、完了報告書提出の準備をお願いいたします。

⑧ 工事完了報告(工事完了の日から30日以内にご提出をお願いします)

下記提出書類を工事完了後すみやかにご提出ください。

- ・ブロック塀等撤去事業補助金完了報告書【様式第6号】
- ・撤去工事中及び完了後の写真
- ・工事契約書(契約を締結していない場合は注文書及び請書)
- ・内訳が記載された請求書の写し及び領収書の写し(代理受領を利用する場合は、実施内訳書)
- ・ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用届出書【様式第12号】(代理受領を利用する場合)

気を付けてください!!

⑨ 審査・確認

提出いただいた書類等を審査させていただき、現地確認を行います。

⑩ 補助金の確定

審査の結果、適当であると認められる方に補助金確定通知書を送付します。

⑪ 補助金の請求

- ・補助金の確定通知書が届いた方は、ブロック塀等撤去事業補助金交付請求書【様式8号】を提出してください。
- ・代理受領を利用される方は、ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用委任状【様式13号】により、工事施工者に補助金の請求を委任し、委任を受けた工事施工者が交付請求書【様式8号】を提出してください。



⑫ 補助金の交付

請求書の提出から、1ヶ月程度で、指定の口座へお振込みをさせていただきます。